

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）と役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）の比較表

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<p>※1 この役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）（以下「本基準例」という。）は、平成28年に全国社会福祉法人経営者協議会が公表した社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）を参考にして作成した1つの参考例です。</p> <p>※2 法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより役員等に対し報酬等の支給及び費用弁償を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。</p> <p>※3 各法人の他の内部規程との整合についても留意してください。</p> <p>※4 別に記載するもののほか、本文中に<>（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として列記した規定例のうち、そのいずれかを選択して規定する必要がある事項です。</p> <p>※5 本基準例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあり得ます。（R7.4最終改正）</p>	<p>◇ガイドラインIの冒頭の（着眼点の）3つめの○ 内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</p> <p>◇ガイドラインIの冒頭の（着眼点の）4つめの○ 指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。</p> <p>◇ガイドライン（冒頭）＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞の2つめの○の1の（4） 指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
社会福祉法人〇〇 役員等報酬規程	社会福祉法人〇〇 役員等 <u>の報酬等及び費用弁償に関する</u> 規程	<p>◇法第45条の34第1項第3号 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。次条及び第五十九条の二第一項第二号において同じ。）の支給の基準を記載した書類</p> <p>◇法第45条の35第1項 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三） 費用弁償分については報酬等に含まれない。</p> <p>・役員等に対して費用弁償を行う場合も、規程を設け、規程に基づいて行うこと（法第27条、ガイドラインⅢの4の（1）の1の<着眼点>の2つめの○）。本基準例は、役員等の報酬等の支給の基準に役員等に対して行う費用弁償に関する規定を設ける場合の例を示す。</p> <p>◇法第27条 社会福祉法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。</p> <p>◇ガイドラインⅢの4の（1）の1の<着眼点>の2つめの○ 「特別の利益」とは、（中略）例えば、（中略）役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。</p> <p>・平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）（以下「モデル」という。）は、費用弁償を規定しているのに、規程名にその内容が含まれていないので、訂正すること。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（目的） 第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という）定款第〇条および第〇条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等 について定めるものとする。</p>	<p>（目的） <u>第1条 この規程は、社会福祉法人〇〇（以下「当法人」という。）定款第〇条（定款例であれば第8条）の規定に基づき、評議員の報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるとともに、定款第〇条（定款例であれば第21条）の規定に基づき、理事及び監事の報酬等の総額の範囲並びに報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定めるほか、評議員、理事及び監事に対する費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>・定款で、定款例第21条に規定する理事及び監事の報酬等の「総額の範囲」を定めるときは、「報酬等の総額の範囲並びに」を削除すること。</p>
	<p>（定義） <u>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1）評議員とは、定款第〇条（定款例であれば第5条）の規定に基づき置かれる者をいう。</u></p> <p><u>（2）役員とは、定款第〇条第〇項（定款例であれば第15条第1項）の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。</u></p> <p><u>（3）常勤役員とは、役員のうち、週3日以上勤務する者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。</u></p> <p><u>（4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。</u></p> <p><u>（5）役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。</u></p> <p><u>（6）報酬等とは、その名目の如何を問わず、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の35第1項に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。</u></p> <p><u>（7）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費等の経費をい、報酬等とは明確に区分されるものとする。</u></p>	<p>◇経営組織 第6章（5）の①役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 常勤・非常勤別に報酬を定めること。</p> <p>◇内閣府／都道府県「申請の手引き公益認定編」II-4 別紙1：法人の基本情報及び組織について「役員の「常勤」「非常勤」の欄」（15・16頁） 最低でも週3日以上出勤する者は「常勤」、それ未満の者は「非常勤」として記載してください。</p> <p>・評議員については、常勤・非常勤を区別しない（規則第2条の42は、「理事等」の勤務形態に応じた報酬等の区分としており、評議員を含む「役員等」の文言を用いていない）。</p> <p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三） 費用弁償分については報酬等に含まれない。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（報酬等の支給）</p> <p>第2条 役員等には、<u> </u>勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。</p> <p>（1）常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。</p> <p><u>（2-1）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。</u></p> <p><u>（2-2）（略）</u></p> <p><u>2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。</u></p>	<p>（勤務形態に応じた報酬等の区分）</p> <p>第3条 当法人の役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。</p> <p>（1）常勤役員 <u> </u> に対し、月例報酬、賞与及び退職手当を支給する。</p> <p>（2）評議員及び非常勤役員に対し、職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。</p> <p>2 常勤役員に対する賞与は、賞与の季別ごとに別表第2に定める基準日に在任する者に支給する。</p> <p>3 常勤役員 <u> </u> に対する退職手当は、常勤役員として円満に任期を満了し、又は辞任若しくは死亡により退任した者に支給し、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。</p> <p>4 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事又は非常勤理事に対しては、＜例1：報酬等は支給しない。例2：報酬等は支給しない。ただし、職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合は、常勤理事にあっては、非常勤理事に準じて、別表第4の（2）に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給し、非常勤理事にあっては、別表第4の（2）に規定する職務遂行ごとに支給する報酬を支給する。＞</p>	<p>◇規則（報酬等の支給の基準に定める事項）第2条の4 2 法第45条の3 5 第1項に規定する理事、監事及び評議員に対する報酬等（法第45条の3 4 第1項第3号に規定する報酬等をいう。以下この条において同じ。）の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p> <p>・モデルは、常勤役員等及び非常勤役員等に対する報酬を、「報酬」及び「業務に応じた報酬」として区別するが、常勤役員に対する報酬も、職務遂行の対価として受ける財産上の利益であるから、「業務に応じた」報酬に該当するので、常勤役員及び非常勤役員に対する報酬を、「報酬」及び「業務に応じた報酬」として区別することは適当ではない。また、常勤役員等の「等」及び非常勤役員等の「等」が何を意味するのかが明らかでなく、適切な運用を期待しえない。</p> <p>・この規程は「報酬等あり」のモデルであるから、モデルが想定する（2-2）の場合（報酬等なしの場合）は削除すること。</p> <p>・法人の職員を兼務する理事に対し職員給与のみを支給し、報酬等について、併給しない場合又は原則として併給しない場合は、新第4項（本基準例に固有の条項については、「新」を冠して表示する。以下同じ。）のとおり、その旨を規定する一項を設けること（併給する場合は、支給額の調整の問題となるので、同項に替えて、別途算定方法に関する条文中に、その内容を規定すること（第5条新第2項、新第3項及び第8条新第2項））。</p> <p>・上記の併給のについては、役員等のうち評議員及び監事は、法人の職員を兼務することが禁止されている（法第40条第2項、第44条第2項）ので、理事のみ考慮すれば足りる。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<p>（理事及び監事の報酬等の総額の範囲）</p> <p>第4条 当法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、〇〇万円以内とする。</p> <p>2 当法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、〇〇万円以内とする。</p>	<p>・新第4条は、定款例第21条に規定する理事及び監事の報酬等の「総額の範囲」について、定款で定めず、役員等の報酬等の支給の基準に規定し、評議員会の承認を得る場合の規定の例を示す。</p> <p>・定款で、理事及び監事の報酬等の「総額の範囲」を定める場合は、同条は不要である。</p> <p>・一方、理事及び監事の報酬等の「総額の範囲」を、別途評議員会の決議で定める場合は、法令に義務として規定するものではないが、無報酬とする場合（指導監査Q&A (vol.3) 問2の答）と同様、法人の公益性を確保するとともに、法人の事業運営の透明性の向上を図るために情報公開を徹底する観点（ガイドライン1の8の冒頭行の<着眼点>の1つめの○）から、公表が義務付けられた役員等の報酬等の支給の基準に規定することが望ましい（助言）。</p> <p>◇指導監査Q&A (vol.3) 問2の答 役員及び評議員の報酬については、無報酬とすることも認められ、その場合には、原則として、報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることになるが、定款において無報酬と定めた場合については、法令により公表が義務づけられた定款により無報酬であることが確認できるため、支給基準を別途策定する必要はない。一方、役員等の報酬等について、評議員会の決議によって定める場合については、別途支給基準を策定する必要がある。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（常勤役員等の報酬等の算定方法）</p> <p>第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。</p> <p>（1）報酬については、別表第1に定める額</p> <p>（2）賞与については、別表第2に定める額</p> <p>（3）退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額</p> <p>（4）通勤手当については、職員給与規定第○条の規定に準ずる額</p>	<p>（常勤役員 の報酬等の算定方法）</p> <p>第5条 常勤役員 に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、それぞれ各号に定める額とする。</p> <p>（1）月例報酬 別表第1の左の欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額</p> <p>（2）賞与 別表第2の「賞与の額」の行に定める算式により算出される額</p> <p>（3）退職手当 別表第3に定める算式により算出される額を上限に、理事については理事会が、監事については評議員会が、それぞれ決定する額</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している常勤理事に対する月例報酬の額は、別表第5の左の欄に掲げる役職の区分に応じ、それぞれ右欄に定める<例1：額とする。例2：月例報酬と職員給与の月額合計額を上限に理事会が決定する額とする。></p> <p>3 前項の常勤理事に対する賞与の額及び退職手当の上限額は、同項に定める額を月例報酬の額として計算する。</p>	<p>・法人の職員を兼務する常勤理事に対し、職員給与のほか報酬等を併給する場合は、新第2項及び新第3項を設け、調整後の支給額を支給する旨を規定すること（併給しない場合又は原則として併給しない場合は、同一項に替えて、別途勤務形態に応じた報酬等の区分に関する条文中に、その内容を規定すること（第3条新第4項））。</p> <p>（新第2項中例2関係） モデルは、別表5②において、具体的な報酬金額を決定する機関を明らかにしていないので、明らかにすること。</p> <p>◇経営組織第6章の（5）の② (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという規定は、許容される（中略）。</p> <p>(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。</p> <p>（モデル第3条第4号関係） ・通勤に要する交通費は、報酬等に含まれない(定款例第21条備考（三）)ので、第4号は削除すること。通勤に要する交通費を弁償する場合は、別途規定すること。</p> <p>◇定款例第21条備考（三） 費用弁償分については報酬等に含まれない。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（報酬等の日割り計算）</p> <p><u>第7条</u> 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。</p> <p><u>2</u> 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。</p> <p><u>3</u> 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。</p> <p><u>4</u> 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。</p>	<p>（常勤役員の日割り計算）</p> <p><u>第6条</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>常勤役員が、月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における、当該月に係る月例報酬の額については、それぞれ、就任日からの日割り又は退任日若しくは解任日の前日までの日割りによって計算する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合における、当該月の月例報酬の額については、一月として計算する。</p>	<p>・日割り計算の対象となる報酬等は常勤役員の日割り報酬に限定されるから、本条及び次条は新第5条（モデルであれば第3条）の直後に配置することが適当である。</p> <p>・モデル第7条第1項、第2項及び第4項は、「…は、報酬（等）を支給する。」と規定しているが、本条は、前条までに報酬等を支給すること及びその額の算定方法を規定したことを踏まえ、算定方法に関する特則を追加して規定するものであるから、支給する旨を重ねて規定することは適当ではない。本条は、支給することを前提に、常勤役員が月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における、当該月にかかる月例報酬の日割り計算の特則について規定すること。</p> <p>・「その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎」とする日割り計算は、平日を勤務日とすることが通常である職員の職員給与について用いる方法であり、通常の勤務日数が役員ごとに週3日から5日までと異なり、このほか主に土曜日又は日曜日を含む休日に行われる会議に出席することが想定される常勤役員の日割り報酬について用いることは適当ではない。</p>
<p>（端数の処理）</p> <p><u>第8条</u> この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。</p> <p>（1）50円未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p>（2）50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。</p>	<p>第7条 前条第1項の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。</p> <p>（以下略）</p>	

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（非常勤役員等の報酬等の算定方法）</p> <p><u>第4条 非常勤役員等に対する__報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。</u></p> <p>（1）報酬については、別表第4に定める額</p> <p>（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、<u>旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。</u></p>	<p>（<u>評議員及び非常勤役員</u>の職務遂行ごとに支給する報酬の算定方法）</p> <p><u>第8条 評議員及び非常勤役員__に対する職務遂行ごとに支給する報酬の額は、別表第4に定める額とする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する報酬のうち、当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している非常勤理事に対し支給する報酬については、当該非常勤理事が職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか非常勤理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他非常勤理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合にのみ支給する。</u></p>	<p>・法人の職員を兼務する非常勤理事に対し、職員給与のほか報酬等を併給する場合は、同一職務の遂行に対する二重の支給を避ける必要があるため、新第2項を設け、当該非常勤理事が職員の正規の勤務時間外において、理事会のほか非常勤理事の職務遂行に必要な会議に出席し、又はその他非常勤理事の職務遂行として法令若しくは定款に規定する職務遂行に従事した場合にのみ支給する旨を規定すること（併給しない場合又は原則として併給しない場合は、同項に替えて、別途勤務形態に応じた報酬等の区分に関する条文中に、その内容を規定すること（第3条新第4項））。</p> <p>（モデル第4条第2号関係）</p> <p>・出張に要する旅費（交通費、日当、宿泊料）は、報酬等に含まれない（定款例第8条備考（一）、第21条備考（三））ので、第2号は削除すること。出張に要する旅費を弁償する場合は、別途規定すること。</p> <p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三）費用弁償分については報酬等に含まれない。</p>
<p>（<u>当法人職員給与との併給</u>）</p> <p><u>第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。</u></p>	<p>（<u>削除</u>）</p>	<p>・すでに述べたとおり、職員給与との併給については、併給しない場合若しくは原則として併給しない場合は、第3条新第4項のとおり規定し、一方併給する場合は、第5条新第2項、新第3項及び第8条新第2項のとおり規定することが適当である。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（報酬等の支給方法）</p> <p>第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。</p> <p>（1）報酬については、毎月〇日とする。ただし、その日が__休日__に当たるときは、職員給与第〇条に準じた日とする。</p> <p>（2）賞与については、毎年〇月__及び〇月__とする。</p> <p>（3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内に支給する。</p> <p>2 __非常勤役員等に対する報酬__は、当該会議に出席した都度、支給する。</p> <p>3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。</p>	<p>（報酬等の支給の方法）</p> <p>第9条 常勤役員__に対する報酬等__は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、それぞれ各号に定める時期に、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により支給する。</p> <p>（1）月例報酬 毎月〇日__（その日が土曜又は休日に当たるときはその前日とする。＜例1：次号 例2：次号及び次項＞において同じ。）</p> <p>（2）賞与 毎年〇月〇日及び〇月〇日</p> <p>（3）退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後〇か月以内</p> <p>2 評議員及び非常勤役員__に対する報酬等は、＜例1：当該会議又は当該職務遂行の終了後遅滞なく、現金で 例2：当該会議に出席し又は当該職務遂行に従事した月の翌月〇日に、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込む方法により＞支給する。</p> <p>3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった__立替金、積立金等を控除して支給する。</p>	<p>・報酬の支給と費用弁償は、源泉徴収及び請求手続きの要否が異なるので、条文を分けて規定すること。</p> <p>・モデルは、支給の手段（銀行振込みか現金支給か）を定めていないので、適切に定めること。</p> <p>◇経営組織 第6章（5）の③ 支給の方法</p> <p>・支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。</p> <p>◇経営組織 第6章（5）の④ 支給の形態</p> <p>・支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p><u>（常勤役員等の報酬等の算定方法）</u> 第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。</p> <p>（1）報酬については、別表第1に定める額</p> <p>（2）賞与については、別表第2に定める額</p> <p>（3）退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額</p> <p>（4）通勤手当については、職員給与規定第○条の規定に準ずる額</p> <p><u>（非常勤役員等の報酬等の算定方法）</u> 第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。</p> <p>（1）報酬については、別表第4に定める額</p> <p>（2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。</p> <p><u>（当法人職員給与との併給）</u> 第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。</p>	<p><u>（費用弁償）</u> 第10条 当法人の役員等が、別表第6の各号に掲げる役員等の区分に応じそれぞれ各号に定める職務遂行のほか、それぞれの職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事したときは、その職務遂行に従事するために要した費用を弁償する。</p> <p>2 費用の弁償の額は実費とする。</p> <p>3 当法人の職員を兼務し、職員給与を受給している理事に対しては、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する。</p>	<p>・費用弁償を「報酬等」に含めて算定すること（モデル第3条及び第4条）は、通知（定款例第8条備考（一）、第21条備考（三））に反し認められない。</p> <p>◇定款例第8条備考（一）、第21条備考（三）費用弁償分については報酬等に含まれない。</p> <p>・モデルは職員給与規定に準じ又は旅費規程に基づいて支給することとしているが、当該職員給与規定又は旅費規程が費用を定額支給することを定めているときは、定額支給する金額のうち実費を超えて支払われる超過額については、報酬等に含まれる（ガイドライン1の8の冒頭の1つめの○の（注））結果、当該超過額を報酬等として適切に処理する必要があり、処理（源泉徴収、報酬等の総額の範囲への加味、役員等の報酬等の支給の基準への追加、公表する支給額への追加等）が煩雑となるため、かかる職員給与規定又は旅費規程を準用する扱いは適当ではない。</p> <p>◇ガイドライン1の8の冒頭の1つめの○の（注） 評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。</p> <p>・法人の職員を兼務する理事に対しては、同一の費用に対する二重の弁償を避ける必要があるため、新第10条第3項を設け、実費のうち、通勤手当等の職員給与により賄われる金額を超える部分に限り弁償する旨を規定すること。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
<p>（報酬等の支給方法）</p> <p>第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。</p> <p>（1）報酬については、毎月〇日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与第〇条に準じた日とする。</p> <p>（2）賞与については、毎年〇月及び〇月とする。</p> <p>（3）退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後〇か月以内に支給する。</p> <p>2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。</p> <p>3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。</p>	<p>（費用弁償の方法）</p> <p>第11条 費用弁償は、費用の弁償の請求があった日から遅滞なく、<u>＜例1：本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により例2：現金で＞支給する。</u></p> <p>2 監事から、<u>法第45条の18第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第106条の規定による請求があったときは、前項の規定にかかわらず、同条の規定を遵守するものとする。</u></p>	<p>・モデルは第6条において、費用を「報酬等」に含めて、その支給方法を規定していると考えられるが、新第5条及び新第8条の説明で述べたとおり適当ではない。</p> <p>・報酬の支給と費用弁償の方法については、源泉徴収、請求手続きの要否が異なるので、条文を分けて規定すること。</p> <p>・監事の費用については、費用弁償に係る規程の有無及び規定の内容の如何にかかわらず、法令の規定に基づいて弁償（前払のほか、利息の償還及び担保の提供を含む。）しなければならない場合があること（<u>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第106条</u>）に留意すること。また、定款施行細則例第20条の2第11号に規定するとおり、理事会は、別途、「監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」にかかる内部管理体制の構築について、積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>◇<u>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第106条</u> 監事とその職務の執行について社会福祉法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該社会福祉法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</p> <p>一 費用の前払の請求</p> <p>二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</p> <p>三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求</p>
<p>（公表）</p> <p>第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項__2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。</p>	<p>第12条 当法人は、この規定をもって、<u>法第59条の2第1項第2号</u>に定める報酬等の支給の基準として公表する。</p>	
<p>（改廃）</p> <p>第10条 この規定の改廃は、評議員の決議によって行う。</p>	<p>第13条 この<u>規程</u>の改廃は、評議員会の<u>承認</u>を受けて行う。</p>	<p>◇<u>法第45条の35第2項</u> 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の<u>承認</u>を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p>

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり） （左のモデルと異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（補則） 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。	第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める__。	本条に規定する「必要な事項」としては、費用弁償の請求に関する手続きや、当該請求に使用する報告書兼請求書の様式にかかるもの等が想定される。
附則（略）	附則（略）	

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
--	---------------------------	--------------------

別表__1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 ○○円
常務理事	月額 ○○円
理事	月額 ○○円

別表第1（常勤役員 の月例報酬）

役職	月例報酬の額
理事長	月額 ○○円
業務執行理事	月額 ○○円
理事（ 理事長及び業務執行理事を除く。 ）	月額 ○○円
監事	月額 ○○円

○○には月額を定めること。

別表__2（常勤役員等の賞与）

●月の賞与	報酬月額×○か月分
●月の賞与	報酬月額×○か月分

別表第2（常勤役員__の賞与）

季別	●月の賞与	●月の賞与
基準日	○月○日	○月○日
支給対象期間	前年○月○日から当年○月○日まで	当年○月○日から当年○月○日まで
賞与の額	$\frac{\text{月例報酬の額} \times \blacktriangle \times \text{支給対象期間中の在任日数}}{\text{支給対象期間の日数}}$	

計算書類に計上する役員報酬の期間帰属の適正が求められるため、支給対象期間を設定すること。

▲には支給率を定めること。

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）										
<p>別表__3（常勤役員等の退職金算定式）</p> <table border="1" data-bbox="170 389 833 449"> <tr> <td>最終報酬月額×在任年数×<u>係数</u></td> </tr> </table> <p>※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。</p>	最終報酬月額×在任年数× <u>係数</u>	<p>別表第3（常勤役員__の退職<u>手当の上限額の算定式</u>）</p> <table border="1" data-bbox="869 389 1459 449"> <tr> <td>退職時の月例報酬の額×在任年数×<u>▲</u></td> </tr> </table> <p>※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。</p>	退職時の月例報酬の額×在任年数× <u>▲</u>	<p>▲には、係数を定めること。</p> <p>◇経営組織第6章の（5）の② (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。</p>								
最終報酬月額×在任年数× <u>係数</u>												
退職時の月例報酬の額×在任年数× <u>▲</u>												
<p>別表__4（非常勤役員等の報酬）</p> <p>(1) 評議員</p> <table border="1" data-bbox="170 877 833 992"> <thead> <tr> <th></th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評議員会への出席</td> <td>〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>		日額	評議員会への出席	〇〇円	<p>別表第4（<u>評議員及び非常勤役員</u>の職務遂行ごとに支給する報酬）</p> <p>(1) 評議員</p> <table border="1" data-bbox="869 877 1459 1537"> <thead> <tr> <th>職務遂行</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評議員会への出席</td> <td>〇〇円</td> </tr> <tr> <td><u>評議員会の目的である事項のうち決議事項について、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第13条第4項）の規定により同意又は不同意の意思表示をした場合</u></td> <td>〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	職務遂行	日額	評議員会への出席	〇〇円	<u>評議員会の目的である事項のうち決議事項について、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第13条第4項）の規定により同意又は不同意の意思表示をした場合</u>	〇〇円	<p>〇〇には日額を定めること。</p> <p>決議の省略に係る議決権の行使も職務遂行と認められる。</p>
	日額											
評議員会への出席	〇〇円											
職務遂行	日額											
評議員会への出席	〇〇円											
<u>評議員会の目的である事項のうち決議事項について、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第13条第4項）の規定により同意又は不同意の意思表示をした場合</u>	〇〇円											

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）							
<table border="1" data-bbox="146 824 845 1038"> <tr> <td data-bbox="146 824 512 1038">上記の他、法人及び施設業務のための出勤</td> <td data-bbox="520 824 845 1038">〇〇円</td> </tr> </table>	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円	<p>理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条の規定により、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき同意又は不同意の意思表示をした場合</p>	〇〇円	<p>報告の省略に係る同意又は不同意の表明も職務遂行と認められる。</p> <p>評議員の職務として法令又は定款に規定する主な職務遂行については、別表6（1）を参照のこと。</p> <p>モデルは評議員についてのみ規定するが、役員について留意する必要がないとの疑義を生じうるため、記載するのであれば、役員についても記載すること。もっとも、いずれも必須ではないため省略してよい。</p> <p>〇〇には日額を定めること。</p> <p>理事の職務の執行に必要な会議に限定すべきである。</p>					
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円									
<p>※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要（定款の定めより高額となる場合には、定款変更が必要）</p> <p>(2) 理事</p>	<p>上記を除く他、評議員の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤</p> <p>(※書き削除。)</p> <p>(2) 理事</p>	〇〇円								
<table border="1" data-bbox="146 1313 845 1521"> <thead> <tr> <th data-bbox="146 1313 512 1368"></th> <th data-bbox="520 1313 845 1368">日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="146 1373 512 1521">理事会等会議への出席</td> <td data-bbox="520 1373 845 1521">〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>		日額	理事会等会議への出席	〇〇円	<table border="1" data-bbox="852 1313 1218 1521"> <thead> <tr> <th data-bbox="852 1313 1218 1368">職務遂行</th> <th data-bbox="1225 1313 1478 1368">日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="852 1373 1218 1521">理事会のほかに理事の職務遂行に必要な会議への出席</td> <td data-bbox="1225 1373 1478 1521">〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	職務遂行	日額	理事会のほかに 理事の職務遂行に必要な会議 への出席	〇〇円	〇〇円
	日額									
理事会等会議への出席	〇〇円									
職務遂行	日額									
理事会のほかに 理事の職務遂行に必要な会議 への出席	〇〇円									

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>理事会の決議事項について、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条及び定款第〇条第〇項（定款例であれば第26条第2項）の規定（以下「理事会の決議の省略を定める規定」という。）により同意又は不同意の意思表示をした場合</u>	〇〇円	決議の省略に係る議決権の行使も理事の職務遂行と認められる。 理事の職務として法令又は定款に規定する主な職務遂行については、別表6（2）、（3）及び（4）を参照のこと。
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円	上記を除く他、 <u>理事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤</u>	
(3) 監事	(3) 監事		
	日額	<u>職務遂行</u>	日額
監事監査等への出席	〇〇円	<u>理事会のほか監事の職務遂行に必要な会議への出席</u>	〇〇円
〇〇には日額を定めること。 監事も理事会の出席義務を負い(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項)、また、評議員会における説明義務を負う(法第45条の10)。			

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）								
<table border="1" data-bbox="146 500 512 719"> <tr> <td data-bbox="146 500 512 599">上記の他、法人及び施設業務のための出勤</td> <td data-bbox="512 500 845 599">〇〇円</td> </tr> </table>	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円	<u>理事会の決議の省略を定める規定により異議を述べ、又は異議のないことを表明した場合</u>	〇〇円	<p>決議の省略に係る異議の有無の表明も監事職務遂行と認められる。</p> <p>監事の職務として法令又は定款に規定する主な職務遂行については、別表6（5）を参照のこと。</p>						
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	〇〇円										
	<u>上記を除く他、監事の職務遂行として法令又は定款に規定する職務遂行に従事するための出勤</u>	〇〇円									
<p>別表__5（職員給与との併給）※下記2パターンより選択する。</p> <p>< A >併給はしない場合（下記を基準第5条内に記載する方法もある）</p> <p><u>当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。</u></p> <p>< B >併給を行う場合</p> <p>①役職ごとの役員報酬額を定める</p> <p><u>当法人 職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。</u></p>	<p>別表第5（<u>常勤理事に月例報酬と職員給与を併給する場合の特例</u>）</p> <p>（削除）</p> <p><例1：></p> <p>（削除）</p>		<p>併給しない場合は、<A>の記載に替えて、第3条第4項に規定すること。</p> <p>併給する場合は、例1又は例2のいずれかを記載すること。</p> <p>算定方法の特例を定める本文は、本条（第5条第2項）中に規定することが適当である。例2につき同じ。</p>								
<table border="1" data-bbox="146 1393 512 1508"> <tr> <th data-bbox="146 1393 512 1453">役職名</th> <th data-bbox="512 1393 845 1453">役員等報酬</th> </tr> <tr> <td data-bbox="146 1453 512 1508">理事長</td> <td data-bbox="512 1453 845 1508">月額 〇〇円</td> </tr> </table>	役職名	役員等報酬	理事長	月額 〇〇円	<table border="1" data-bbox="845 1393 1218 1508"> <tr> <th data-bbox="845 1393 1218 1453">役職</th> <th data-bbox="1218 1393 1478 1453">月例報酬の額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="845 1453 1218 1508">理事長</td> <td data-bbox="1218 1453 1478 1508">月額 〇〇円</td> </tr> </table>		役職	月例報酬の額	理事長	月額 〇〇円	
役職名	役員等報酬										
理事長	月額 〇〇円										
役職	月例報酬の額										
理事長	月額 〇〇円										

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）		役員等の報酬等の支給の基準例（報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）																
<table border="1"> <tr> <td>常務理事</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> </table>	常務理事	月額 〇〇円	理事	月額 〇〇円		<table border="1"> <tr> <td>業務執行理事</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>理事（理事長及び業務執行理事を除く。）</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> </table>	業務執行理事	月額 〇〇円	理事（ 理事長及び業務執行理事を除く。 ）	月額 〇〇円		<p>〇〇には月額を定めること。</p>								
常務理事	月額 〇〇円																			
理事	月額 〇〇円																			
業務執行理事	月額 〇〇円																			
理事（ 理事長及び業務執行理事を除く。 ）	月額 〇〇円																			
<p>②合算の上限 を定める</p> <p>当法人 職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。</p>		<p>例2：</p> <p>（削除）</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>月次報酬等合算上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>合算上限月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>常務理事</td> <td>合算上限月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>合算上限月額 〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	役職名	月次報酬等合算上限額	理事長	合算上限月額 〇〇円	常務理事	合算上限月額 〇〇円	理事	合算上限月額 〇〇円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>月例報酬及び職員給与の月額の合計額の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>業務執行理事</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> <tr> <td>理事（理事長及び業務執行理事を除く。）</td> <td>月額 〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	役職	月例報酬及び職員給与の月額の合計額の上限額	理事長	月額 〇〇円	業務執行理事	月額 〇〇円	理事（ 理事長及び業務執行理事を除く。 ）	月額 〇〇円		<p>〇〇には、月例報酬及び職員給与の月額の合計の上限額を定めること。</p>
役職名	月次報酬等合算上限額																			
理事長	合算上限月額 〇〇円																			
常務理事	合算上限月額 〇〇円																			
理事	合算上限月額 〇〇円																			
役職	月例報酬及び職員給与の月額の合計額の上限額																			
理事長	月額 〇〇円																			
業務執行理事	月額 〇〇円																			
理事（ 理事長及び業務執行理事を除く。 ）	月額 〇〇円																			
		<p>別表第6（費用弁償を行う役員等の職務遂行のうち的主要なもの）</p> <p>（1）評議員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な職務遂行</th> <th>法令又は定款の根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評議員会における審議及び議決権の行使</td> <td>法第45条の8第1項、定款〇条（定款例であれば第9条）</td> </tr> </tbody> </table>		主な職務遂行	法令又は定款の根拠	評議員会における審議及び議決権の行使	法第45条の8第1項、定款〇条（定款例であれば第9条）													
主な職務遂行	法令又は定款の根拠																			
評議員会における審議及び議決権の行使	法第45条の8第1項、定款〇条（定款例であれば第9条）																			

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	評議員会の議題の提案権 （理事に対する請求権） の行使	法第45条の8第4項 により準用される一般 法人法第184条	
	評議員会の議案の提案権 の行使	法第45条の8第4項 により準用される一般 法人法第185条	
	評議員会招集権の行使	法第45条の9第5項	
	理事の行為の差止請求権 の行使	法第45条の16第4 項により準用される一 般法人法第88条第1 項	
	（2）理事（理事長及び業務執行理事を含む。）		
	主な職務遂行	法令又は定款の根拠	
	評議員会における説明	法第45条の10	
	理事会における審議及び 議決権の行使	法第45条の13第1 項、定款〇条（定款例 であれば第17条）	
	他の理事の職務の執行の 監督権の行使	法第45条の13第2 項第2号、定款〇条第 〇号（定款例であれば 第24条第2号）	
	理事会招集権の行使	法第45条の14第1 項、第3項、定款第〇 条第〇項（定款例であ れば第25条第2項）	

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）																		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="862 283 1216 467"> 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告 </td> <td data-bbox="1216 283 1461 467"> 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="862 467 1461 573" style="text-align: center;"> （3）理事長 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 573 1216 625" style="text-align: center;"> 主な職務遂行 </td> <td data-bbox="1216 573 1461 625" style="text-align: center;"> 法令又は定款の根拠 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 625 1216 795"> 法人の業務執行 </td> <td data-bbox="1216 625 1461 795"> 法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 795 1216 966"> 自己の職務の執行の状況の報告 </td> <td data-bbox="1216 795 1461 966"> 法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 966 1216 1137"> 法人の代表権の行使 </td> <td data-bbox="1216 966 1461 1137"> 第45条の17第1項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 1137 1216 1287"> 理事会の定める専決事項の決定及び報告 </td> <td data-bbox="1216 1137 1461 1287"> 定款〇条（定款例であれば第24条ただし書き） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="862 1287 1461 1373" style="text-align: center;"> （4）業務執行理事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 1373 1216 1421" style="text-align: center;"> 主な職務遂行 </td> <td data-bbox="1216 1373 1461 1421" style="text-align: center;"> 法令又は定款の根拠 </td> </tr> </table>	法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条	（3）理事長		主な職務遂行	法令又は定款の根拠	法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）	自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項）	法人の代表権の行使	第45条の17第1項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）	理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款〇条（定款例であれば第24条ただし書き）	（4）業務執行理事		主な職務遂行	法令又は定款の根拠	
法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実に係る報告	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第85条																			
（3）理事長																				
主な職務遂行	法令又は定款の根拠																			
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）																			
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項）																			
法人の代表権の行使	第45条の17第1項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）																			
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款〇条（定款例であれば第24条ただし書き）																			
（4）業務執行理事																				
主な職務遂行	法令又は定款の根拠																			

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）														
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="862 283 1216 437"> 法人の業務執行 </td> <td data-bbox="1216 283 1464 437"> 法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 437 1216 611"> 自己の職務の執行の状況の報告 </td> <td data-bbox="1216 437 1464 611"> 法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 611 1216 838"> 理事会の定める専決事項の決定及び報告 </td> <td data-bbox="1216 611 1464 838"> 定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項 （定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="862 838 1464 932" style="text-align: center;"> （5）監事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 932 1216 983" style="text-align: center;"> 主な職務遂行 </td> <td data-bbox="1216 932 1464 983" style="text-align: center;"> 法令又は定款の根拠 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 983 1216 1180"> 評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述 </td> <td data-bbox="1216 983 1464 1180"> 法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="862 1180 1216 1403"> 監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権（理事に対する請求権）の行使 </td> <td data-bbox="1216 1180 1464 1403"> 法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項 </td> </tr> </table>	法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）	自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項）	理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項 （定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項）	（5）監事		主な職務遂行	法令又は定款の根拠	評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項	監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項	
法人の業務執行	法第45条の16第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第2項）															
自己の職務の執行の状況の報告	法第45条の16第3項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第17条第3項）															
理事会の定める専決事項の決定及び報告	定款施行細則第〇条第〇項、第〇条第〇項 （定款施行細則例であれば第31条第2項、第32条第2項）															
（5）監事																
主な職務遂行	法令又は定款の根拠															
評議員会における説明又は監事の報酬等に係る意見の陳述	法第45条の10、法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第3項															
監事の選任に関する評議員会の議題又は議案の提案権（理事に対する請求権）の行使	法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項															

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	理事の職務の執行の監査	法第45条の18第1項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第18条第1項）	
	理事及び職員からの法人の事業の報告の徴収並びに法人の業務及び財産の状況の調査	法第45条の18第2項、定款〇条第〇項 （定款例であれば第18条第2項）	
	理事による不正の行為又は定款に違反し若しくは著しく不当な事実に係る報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条	
	理事会への出席及び意見の陳述並びに理事会の決議の省略を定める規定による異議の有無の表明	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条、定款第〇条第〇項 （定款例であれば第26条第2項）	
	理事会招集権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項	

平成28年全国社会福祉法人経営者協議会公表社会福祉法人役員等報酬規程モデル（報酬等あり）	役員等の報酬等の支給の基準例 （報酬等あり）		説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	理事提出による評議員会の議案等に係る事前調査及び報告	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条	
	理事の行為の差止請求権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第103条	
	社会福祉法人と理事との間の訴えにおける法人の代表権の行使	法第45条の18第3項により準用される一般法人法第104条	
	計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに財産目録の監査	法第45条の28第1項、規則第2条の40第2項により準用される法第45条の28第1項、定款〇条第〇項（定款例であれば第32条第1項）	
	情報の収集及び監査環境の整備	法第45条の18第1項、規則第2条の19第2項、第4項	

